

議案第15号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （職員に関する経過措置） 第2条 <u>当分の間</u>、第9条第3項の規定の適用については、同行中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。	附 則 （職員に関する経過措置） 第2条 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間</u>、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。

2 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。